

第5章 総合的な計画推進のために

1. 計画の推進体制

本計画の円滑な推進体制のために、行政をはじめ、生産から消費までの関係者が互いに連携・協働し、それぞれの責務や役割を認識した上で取り組みを推進することが必要です。

(1) 関係機関及び団体による取り組み

本計画を全市的に推進していくために、食に関する関係機関・団体との連携強化を図ります。

さらに、平成19年度に設置した、市民代表や生産者、食品関連事業者及び学識経験者など食に關係する関係者で組織する「熊本市食の安全安心・確保及び食育推進会議」(以下「推進会議」という。)により、食の安全・安心の確保及び食育の推進について協議します。

(2) 庁内における推進体制

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、食にかかわる関係部局が情報を共有し、連携・協働して、施策を展開していくことが求められます。

そのため、「熊本市食の安全安心・食育推進庁内連絡会」(以下「庁内連絡会」という。)を核に、全庁的な取り組みを積極的に展開していきます。

庁内連絡会は、各区役所をはじめ、健康福祉子ども局、環境局、農水商工局及び教育委員会の関係部署で構成し、幅広い課題に対して柔軟に対応するため、必要に応じてワーキンググループ等を設置します。

(3) 国・県等との連携

関係部署において、国や県等との連携を積極的に推進することにより、本市における生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保及び食育の推進を図っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、市は、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する取り組み状況について推進会議に報告を行ない、推進会議での意見・提言については、今後の施策に活かします。

また、本計画の進行状況については、ホームページ等で公表します。

3. 推進体制のイメージ

推進体制のイメージ図

(区役所、小学校区単位の健康まちづくりの展開を含む)